

## 【概要】

（文部科学省所管）

### （背景・課題）

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校・専修学校において感染リスクが拡大している状況。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

### （対応）

- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

### （効果）

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

## 事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

### ①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

### ②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側       ：カメラ・音声機器等

学生側         ：モバイル通信装置

### ③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

（機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（T A等）の配置など）



## ● 補正予算の申請・執行に係る統一的な考え方の策定

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）を踏まえ、補助金**申請及び執行の迅速性及び適切性を確保**する観点から、**大学・高等専門学校共通の「基本的な考え方」**を策定。

## ● 補助金申請・執行の対象機関等

- ✓ 対象となる機関は、**遠隔授業を現在実施している**、又は、**速やかに遠隔授業を実施することを計画している**大学等。その中から**「緊急性」が高い大学等により重点的に配分**。
- ✓ 緊急性については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある**「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学等**など、**4段階の考え方**（※）を提示。

- （※）緊急性順位 1 特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学等  
緊急性順位 2 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県にあって、施設の使用制限や地域の移動制限に係る要請が発出されている都道府県に所在する大学等  
緊急性順位 3 大学等が所在する地域にクラスターが発生するなど、感染症対策の緊急性が高まっている地域に所在する大学等  
緊急性順位 4 その他特別な事情により、遠隔授業の実施に係る緊急性が高い大学等

## ● 補助金申請・執行にあたっての留意点

- ✓ 緊急経済対策の趣旨を踏まえ、**計画性・効率性・実現性・その他の留意事項**を大学等に**通知**。
- ✓ これらは、**補助金配分の審査項目とはしないもの**、補助目的を達成するために重要な事項であることから、**各大学等において厳に留意いただくよう依頼**。
- ✓ また、通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際、**各大学の状況に応じた適切なオプションについて相談・調整を依頼**するとともに、その際に考えられる割引オプションの例※について情報提供。

※通信端末費等の割引、一定期間通信量無制限・途中解約制限（違約金）なしプラン など

## 大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保 補正予算の申請・執行に関する基本的な考え方

令和2年4月30日  
文部科学省  
高等教育局

標記の補正予算に関し、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日変更閣議決定）を踏まえ、補助金申請及び執行の迅速性及び適切性を確保する観点から、以下の基本的な考え方に基づき、補助金の申請・配分等を執り行う。

なお、この基本的な考え方は、今後の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、必要に応じ、さらに追加・修正等を行う。

### （１）対象機関について

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、遠隔授業を現在実施している、又は速やかに実施することを計画している大学・短期大学・高等専門学校を、補助金申請・執行の対象とし、以下のとおり「緊急性」が高い大学・短期大学・高等専門学校より重点的に配分する。
- ✓ 「緊急性」に係る事項は、以下のとおりとする。
  - 緊急性順位1 特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」の区域に所在する大学・短期大学・高等専門学校（キャンパス）
  - 緊急性順位2 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県にあって、施設の使用制限や地域の移動制限に係る要請が発出されている都道府県に所在する大学・短期大学・高等専門学校（キャンパス）
  - 緊急性順位3 大学・短期大学・高等専門学校（キャンパス）が所在する地域にクラスターが発生するなど、感染症対策の緊急性が高まっている地域に所在する大学・短期大学・高等専門学校（キャンパス）
  - 緊急性順位4 その他特別な事情により、遠隔授業の実施に係る緊急性が高い大学・短期大学・高等専門学校（キャンパス）

### （２）補助金申請及び配分の額について

- ✓ 各大学・短期大学・高等専門学校に対し、別に記載する一定額を上限（ただし、本補正予算で学生用貸与ルーターを整備する場合は、1万円／台を上限）とし、予算の範囲内で、申請額を配分することを原則とする。ただし、申請に補助対象ではない経費が含まれる場合など、その他申請額を圧縮する必要がある場合は、査定を行う。
- ✓ 各大学・短期大学・高等専門学校では、補助金申請にあたり、以下（３）に掲げる留

意事項に十分に留意いただき、真に必要な経費のみを申請していただくものとする。  
(出来るだけ多くの対象機関に配分できるよう配慮)

- ✓ 上記(1)の「緊急性」を考慮した結果、今回、予算配分できなかった機関の補助金申請については、文部科学省の今後の支援検討に活用する。

### (3) 計画性・効率性・実現性・その他留意事項について

- ✓ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、各大学・短期大学・高等専門学校への補助金申請及び執行にあたっての留意事項を以下に示す。以下の留意事項は、補助金配分にあたっての審査項目ではないものの、補助目的を達成するために重要な事項であることから、各大学・短期大学・高等専門学校において厳に留意いただくようお願いする。

#### (イ) 計画性

- 遠隔授業に関する現在までの準備・実施状況を踏まえて、必要な経費を計画的に申請すること
- 大学・短期大学・高等専門学校における遠隔授業に関する実施計画(短期は新型コロナウイルス感染症対策として、中長期は大学等のデジタルトランスフォーメーション(DX化)を見据えて)を踏まえて、今後の導入スケジュールを明確にしておくこと。なお、遠隔授業の実施検討にあたっては、遠隔授業に対応した授業設計に関する教員研修等の計画的な実施も重要であること

#### (ロ) 効率性

- 遠隔授業の実施にあたり、既存の設備や人員の最大限の活用を図ること
- 学生の通信環境や学内・地域の通信量等に配慮し、遠隔授業の効果的・効率的な方法を組み合わせる(例:オンデマンド授業、音声+スライド教材による授業、双方向型遠隔授業、放送大学の活用、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定、など)
- 他機関(大学等)と連携し、例えば共同調達によるコスト削減等、スケールメリット等を活かした設備環境整備を検討すること
- なお、通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際には、個々の契約の相対条件として様々なオプションが考えられるところであり、各大学・短期大学・高等専門学校の状況に応じた適切なオプションについて電気通信事業者等と相談・調整してもらいたいこと。本件は、本補助金を活用する場合に限ったことではなく、各大学・短期大学・高等専門学校にて検討する際ご考慮願いたいこと

(例) ①一括契約による通信料金のボリュームディスカウント

②必要な通信端末(モバイルWi-Fiルーター、USB型データ通信端末、LTE内蔵PC、スマートフォン等)や通信量・契約期間に応じた通常より価格を抑えた料金プラン

③通信端末等の割引・一定期間通信量無制限・途中解約制限（違約金）なしのプランの活用

(ハ) 実現性

- 学内外の連携体制（経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門）を十分に確保して、遠隔授業の実施を行うこと
- その他、実施にあたっての課題とその解決策を広く共有しながら、遠隔授業の実施を進めること

(二) その他留意事項

- 本予算は補正予算であり、国による後年度負担の措置を前提にしていないこと
- 遠隔教育の受講者に留学生が含まれることも考慮し、留学生の通信機器の契約手続きへの支援（通訳、保証人等の有無）、予定の時期に渡日出来なかった外国人留学生への遠隔授業についても留意すること
- 遠隔授業の実施に当たっては、以下に掲げるこれまでの通知等を十分に参照すること
  - ・ 令和2年3月24日付高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」
  - ・ 同年4月6日付高等教育局長通知「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について」
  - ・ 同年4月17日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」
  - ・ 同年4月21日付高等教育局大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & Aの送付について（4月21日時点）」

# 大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称） 制度概要（案）

## 事業の趣旨・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校において感染リスクが拡大。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。
- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

## 事業概要

- **事業名** 大学等における遠隔授業活用推進事業（仮称）  
※国立大学法人情報機器整備費補助金、独立行政法人高等専門学校機構情報機器整備費補助金、私立学校情報機器整備費補助金
- **対象** 国立大学、国立高等専門学校、私立大学・短期大学・高等専門学校
- **補助対象経費**
  - ① 大学等が行う遠隔授業を実施するために必要な設備整備費
    - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバ等の購入費
      - ※遠隔授業実施に係る設備等の運搬費、設置・据付費を含む
    - ・遠隔学習を行うために使用する設備（カメラ、マイク及びこれらの附属品）の購入費
  - ② インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、LTE対応通信機器（USB dongle等）、その他これらと同等の機能を有すると認められる物品）の購入費（初期設定費を含む）
  - ③ インターネット回線に接続し、複数の者が情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施にあたり必要となるソフトウェアの購入費、使用料
  - ④ 遠隔授業設備の専門的指導や利用支援等を行う者の人件費

（備考）

  - ・補助対象限度額は1学校あたり18,750千円とする。
  - ・なお、②に係る経費については、1台あたり10,000円を上限とする。